

氏 名 (本個籍)	水野 勝義 (岐阜県)
学 位 の 種 類	博士 (農学)
学 位 記 番 号	農博甲第 566 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 23 年 9 月 7 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 3 条第 1 項該当
研 究 科 及 び 専 攻	連合農学研究科 生物生産科学専攻
研 究 指 導 を 受 け た 大 学	岐阜大学
学 位 论 文 題 目	東アジアにおける花卉園芸植物の育成者権保護の国際比較
審 査 委 員 会	主査 岐阜大学 教授 荒井 智 副査 岐阜大学 教授 福井 博一 副査 静岡大学 教授 大野 始

### 論 文 の 内 容 の 要 旨

育成者権は特許権等と同様に知的財産権として認められている。種苗法では「品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする。」と育成者権の目的を定義しており、育成者権を保護することで農林水産業の発展を期している。農業作物の中でも花卉は育成者権の保護に対する関心が高く、新品種の生産によって消費ニーズの高揚が図られている。花卉の新品種の育成には育種知識、栽培技術や経験が不可欠であり、多年を要する新品種育成を振興するためにも育成者権の保護は必要不可欠である。

日本の種苗法は 1978 年に施行され、1982 年には植物の新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約) 78 年条約、1998 年には 91 年条約にそれぞれ批准している。日本の品種保護制度は、アジアにおいては最も進んでおり、EU や USA と同程度のレベルにあり、なかでも花卉園芸植物は申請件数の多くの割合を占めている。これに対して他のアジア諸国では、育成者権が制度として確立されているといえる国は少なく、韓国と中国が日本に次いで制度が整備されている。

本研究の目的は、アジアで UPOV 条約に加盟している 6カ国(日本、韓国、中国、シンガポール、ウズベキスタン、ベトナム)の品種保護制度を比較すると共に、韓国と中国において育成者権保護の現状を調査し、実際の育成者権の認識度、活用状況、侵害の状況等を日本と比較して問題と対策を明らかにした。

韓国は 1995 年に種子産業法を制定し 2002 年に UPOV1991 年条約に批准しており、中国は植物新品種保護条例を 1997 年に制定し、1999 年に UPOV1978 年条約に批准している。シンガポールとウズベキスタンは 2004 年には UPOV 加盟国となり、最新の加盟国は 2006 年に加盟したベトナムである。

日本と韓国、中国の花卉生産者を対象に種苗法、UPOV 条約、育成者権やパテント品種の認識状況、パテント品種の利用度等についてアンケート調査を行い分析した。

アンケート結果から、育成者権への認識は日本で高く、韓国、中国の順で低下したが、韓国と中国の大規模生産者の認識度は高かった。育成者権登録品種の導入は、日本では品種の特性評価から判断されるのに対して、中国ではロイヤリティーの支払いが導入の障害となっていた。これらの認識度結果は花卉産業の発展段階と密接に関連しており、マーケットが成熟した日本、成熟市場への転換期の韓国、花卉産業発展期の中国に区分できた。

育成者権保護制度の普及のためには、法律の整備だけでなく、育成者権がマーケットで認識するために育種家、生産者、政府を含む業界関係者の実践的努力が必要である。その例として、育種家からの栽培情報や無病親株の提供により既存品種との違いを明らかにすることや、違法増殖者の摘発、当該植物にラベル等の添付などの視覚的提等が挙げられる。

### 審　査　結　果　の　要　旨

日本において育成者権は知的財産権として認められており、種苗法において権利保護の目的を定義されている。実際に花卉園芸産業界において、新品種の開発によって消費ニーズが高揚し、マーケットの拡大が図られている。

日本の種苗法は 1978 年に施行され、植物の新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約)に基づいた制度として 1982 年に UPOV78 年条約、1998 年に 91 年条約にそれぞれ批准している。この品種保護制度は育成者権保護先進国であるヨーロッパやアメリカ合衆国と同程度のレベルである。しかし他のアジア諸国では、現状において育成者権保護制度の導入が進められつつある国はあるものの、育成者権が制度として確立されているといえる国は少ない。

本研究では、東アジアを中心とするアジアにおける品種保護制度の確立状況を比較し、育成者権保護の現状を調査して、それぞれの国のマーケット状況における実際の育成者権の認識度、活用状況、侵害の状況等を比較して問題と対策を明らかにした。アジアでは現在 6 カ国が UPOV 条約加盟国となっており、その中で韓国は 1995 年に種子産業法を制定し 2002 年に UPOV1991 年条約に批准している。

中国では植物新品種保護条例を 1997 年に制定し、1999 年に UPOV1978 年条約に批准している。2004 年にはシンガポールとウズベキスタンが UPOV 加盟国となり、最新の加盟国は 2006 年に加盟したベトナムである。

これら UPOV 条約加盟 6 カ国の品種登録申請件数を比較した。日本は 2007 年末時点で申請件数で約 22,000 件と EU(約 29,000 件)やアメリカ(約 19,000 件)と同程度の数量であり、育成者権保護については先進国であり、韓国は約 3,700 件、中国は約 5,000 件であった。中国では水稻、どうもろこし等の穀物が大半を占めており、申請者も国内の試験研究機関が多く、韓国では花卉を含む観賞用植物の比率が高くなりつつあり、特に海外からの申請に対する割合は高かった。シンガポールではまだ申請の実績はなく、ベトナムにおいては、50 件程度でほとんどが作物と野菜であり、花卉の実績はなかった。

育成者権の保護の面ではアジアでの先進国である日本と育成者権が導入されつつある韓国、中国において、生産者にアンケート調査を行いその意識調査を行い実情について分析した。アンケート結果から、育成者権についての認識が日本で高

く、ついで韓国、中国の順で認識度が低くなったが、その中でも韓国と中国の大規模生産者は育成者権に対しての認識度が高かった。日本では品種自体の特性評価によって品種の導入が判断されたのに対して、中国ではロイヤリティーの支払いがネックとなっていた。これらの結果は、日本のように成熟したマーケット、韓国のような成熟市場への転換期、中国のような作れば売れるという発展期とそれぞれの状況において、育成者権の認識度も違っていると関連づけられた。

育成者権保護制度の普及のためには、法律の整備だけでなく、育種家、生産者、政府を含む業界関係者の実践的な努力によって、育成者権がマーケットにおいて認識される必要がある。

以上について、審査委員全員一致で本論文が岐阜大学大学院連合農学研究科の学位論文として十分価値あるものと認め、口頭により試問を行い、博士（農学）の学位を与えるに十分な資格を有するものと判定した。

以上について、審査委員全員一致で本論文が岐阜大学大学院連合農学研究科の学位論文として十分価値あるものと認めた。

#### 基礎となる学術論文

中国における花卉園芸植物の育成者権保護について、農業市場研究,  
18.74-79, 2009, 水野勝義・福井博一

日本・中国・韓国の花卉園芸市場における育成者権保護の現状と課題、農業市場研究、印刷中、水野勝義・福井博一